

令和2年度第1回大田区環境審議会 各資料概略説明

1 委員の委嘱	<p>令和2・3年度（第6期）大田区環境審議会委員の委嘱について</p> <p>令和2年10月1日から令和4年3月31日までの期間、大田区環境審議会委員として、区の環境施策に関することの調査審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、第6期委員の委嘱は当初7月を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、10月1日付けでの委嘱とさせていただきました。</p> <p>それに伴い、例年8月から9月にかけて開催しておりました各専門部会については、今年度の開催を見送り、本書面会議を以って必要事項についてご審議いただきたく存じます。ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>
2 区長からの諮問	<p style="text-align: right;">【資料1】諮問文</p> <p>大田区環境審議会は区長の附属機関のため、区長から審議会に対して、以下の通り諮問いたします。</p> <p>【諮問内容】 *****</p> <p>大田区環境基本条例第16条第2項の規定に基づき、以下の通り諮問します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 大田区環境基本計画の進捗状況についての調査審議2 その他の環境の保全に関する基本的事項についての調査審議 <p>諮問期間は令和2年10月1日から令和4年3月31日までです。</p> <p>*****</p> <p>※大田区環境基本条例第16条2項</p> <p>審議会は、区長の諮問に応じて、次に掲げる事項（他の附属機関の権限に属するものを除く。）を調査審議し、区長に対して答申又は提言をするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 第7条の環境基本計画に関すること。(2) 前号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項に関すること。

3 議事

【資料2】令和2年度大田区環境審議会 専門部会委員名簿

【資料3】大田区の環境（令和2年度）（案）

資料1

議事1 会長、副会長の選出について

大田区環境審議会規則第3条の規定では、会長及び副会長は互選により選出することとされています。

会長は、審議会を代表し、会務を総括すること、と定められています。また、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理すること、と定められています。

今期は新型コロナウイルス感染症の影響により、書面会議となっているため、会長・副会長の選出については、事務局から以下の通り推薦させていただきます。

【会長の選出について】

東京都立大学 奥 真美 教授 を会長に推薦します。

【副会長の選出について】

日本大学 島田 正文 特任教授

中央大学 志々目 友博 教授

上記2名を副会長に推薦します。

このことについて、委員の皆様の賛否を意見表決書にお示しください。

資料2

議事2 専門部会の委員構成について

大田区環境基本計画は令和3年度末までを計画期間としています。計画が網羅する範囲は多岐に渡るため、評価や掘り下げた議論をするために、6つの基本目標を2つずつに分野分けして、以下の3つの専門部会を設置しています。

- A・C（産業・温暖化対策）専門部会
- B・E（公害・リサイクル）専門部会
- D・F（自然・環境学習）専門部会

委員の皆様の専門分野等と、前期からの継続性を踏まえ、資料2のとおり専門部会を構成させていただきたく考えています。

	<p>また、部会長については、前期に引続き、AC部会、BE部会を志々目 友博 教授に、DF部会を島田 正文 特任教授にお願いしたいと考えております。</p> <p>このことについて、委員の皆様の賛否を意見表決書にお示しください。</p> <p>なお、会長及び区議会選出の委員におかれましては、前期に引続き、専門部会には所属せず、全体の審議の場でご意見をいただきたく存じます。</p>
<p>資料3</p> <p>大田区の環境（令和2年度）案</p>	<p>議事3 大田区の環境（令和2年度）（案）の報告</p> <p>各委員におかれましては、資料2で示した専門部会委員名簿を確認の上、資料3のうち、主にご自身が所属する専門部会の分野についてご確認いただき、資料内の「委員コメント」欄に、ご意見・ご質問のご記入をお願いいたします。ご意見・ご質問がない事項については、意見欄は空欄のままで結構です。</p> <p>また、ご自身が所属する専門部会以外の分野につきましても、ご意見、ご質問がある事項については、記入いただくことも可能です。</p> <p>なお、今回の書面会議のため、「大田区の環境」の様式を例年から変更しています。製本は、従来通りの様式での発行を予定しております。（事業に関連する画像等も掲載する予定です。）</p> <p>資料の確認方法や記入方法などご不明な点がございましたら、お手数ですが事務局までお問合せ下さい。</p> <p>令和元年度大田区環境基本計画に基づく取組実績における重点プロジェクトの評価は、全23項目のいずれも「計画通りの進捗があった」として、B評価となりました。</p> <p>※重点プロジェクト評価の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> A・・・計画以上の進捗があった B・・・計画どおりの進捗があった C・・・一部進捗しなかった D・・・進捗しなかった <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の事業についてはやむをえず中止、または延期となっているものが増えています。</p> <p>このような状況下でも、環境に関する情報を必要とする方々へ届けることができるよう、また、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えて事業の在り方を見直し、区ホームページの再構築や、イベントに代わる情報誌の発行などの検討を進めております。</p> <p>次ページ以降に、令和元年度実績、令和2年度の主な取組内容（3項目）について補足説明を記載しています。</p>

資料 3

基本目標
C

P. 9

基本目標 C-4- (1) -①大田区地球温暖化対策地域協議会との連携

大田区地球温暖化対策地域協議会（平成 20 年設立）については、その在り方を見直し、「議論より行動」「一人ひとりが実践」をキーワードに、区民運動「おおたクールアクション」として生まれ変わりました。

区民運動「おおたクールアクション」は、区民一人ひとりが「省エネ・3R・グリーン購入」を実践し、本運動の趣旨に賛同する企業や団体、区が実践を共有・発信することで、区内全域に運動の輪を広げ、低炭素社会の実現を目指すものです。

なお、大田区地球温暖化対策地域協議会は、令和 2 年 3 月をもって廃止となりましたが、本運動に賛同する企業や団体が中心となり、新たに「おおたクールアクション推進連絡会」を令和 2 年 8 月 7 日付けで発足させております。令和 2 年 9 月末の賛同団体数は 56 団体となっております。

そのため、本事業の経過を踏まえ、環境基本計画の事業について以下の通り見直ししたいと考えています。

【見直し前】

基本目標 C-4- (1) -①「大田区地球温暖化対策地域協議会との連携」

【事業概要】

「地球温暖化対策推進法」に基づき設置した「大田区地球温暖化対策地域協議会」と区が連携し、区民、事業者等に向けた地球温暖化対策の普及啓発及び支援に取り組むべき施策や効果的な実施方法について検討します。また、地球温暖化対策に取り組む区民団体や事業者に関する情報を収集し、区民、事業者、区の情報共有を図るとともに、区が取り組むべき施策や効果的な実施方法について検討します。



【見直し後】

基本目標 C-4- (1) -① 区民運動「おおたクールアクション」の推進

【事業概要】

区民・団体・事業者・区が連携・協力して地球温暖化対策を実践する区民運動「おおたクールアクション」を推進します。区民一人ひとりが省エネ・3R・グリーン購入を実践する「低炭素ライフスタイル」への転換をめざします。また、運動に賛同した団体・事業者による取組の共有・発信を通じて、区内全体に活動の輪を広げていきます。

事業内容の変更について、委員の皆様の賛否を意見表決書にお示しください。

	<p>また、令和2年6月1日付けで、大田区出身の気象予報士 依田 司（よだ つかさ）氏を「大田区地球温暖化防止アンバサダー」に任命しました。</p> <p>依田氏には、温暖化や気候変動に関する様々な情報を発信していただくとともに、区民運動「おおたクールアクション」の 応援団として、ご活躍いただく予定です。</p>
<p>資料3</p> <p>基本目標E P.1</p>	<p>基本目標E-1-(1)-① 生ごみの減量やごみを出さない生活様式への転換</p> <p>大田区では、家庭に眠る未利用食品を区に持ち込んでいただき、これを区内の福祉団体等に寄附する「フードドライブ」に平成29年度から取り組んでいます。</p> <p>令和元年度は、6月、9月、1月の3回に分け、区役所本庁舎と、池上・嶺町・羽田・矢口の4つの特別出張所でフードドライブを実施し、参加者計416名、商品数3,913点、重量計1,159.56kgの寄附をいただきました。</p> <p>また、「地産地消型未利用食品マッチング」として、区内事業者と区内福祉団体等をマッチングし、生鮮食品や加工食品等790kg、防災備蓄食品2,226kg（保存水2,088kgを含む）を有効活用していただきました。</p> <p>今後も、食品ロスの削減に寄与すべく、区民の皆様や区内事業者への意識啓発を図って参ります。</p>
<p>4 第2次大田区環境基本計画の策定延期について</p> <p style="text-align: center;">資料4 第2次大田区環境基本計画の策定延期について</p>	
<p>資料4</p>	<p>令和3年度末を以って大田区環境基本計画（後期）の計画期間が終了するため、当初、令和2年度から令和3年度の2か年で第2次大田区環境基本計画を策定する予定でした。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、昨年から策定準備を進めていた区の最上位計画である「大田区基本計画」の策定を急遽延期することとなりました。</p> <p>このような状況を踏まえ、個別計画である環境基本計画についても、十分な基礎調査結果を得ることや議論の場を確保することが困難であると判断し、この度、第2次大田区環境基本計画の策定を延期することとしました。</p> <p>ただし、令和4年度以降も区の環境分野の指針となる計画は必要であることから、令和4年度から令和6年度の3年間を期間とする「(仮称)大田区環境アクションプラン」を令和3年度中に策定する予定です。</p> <p>「(仮称)環境アクションプラン」の策定にあたっては、大田区環境審議会で</p>

	<p>も内容についてご審議いただく予定です。 ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>5 その他</p>	
	<p>第2回大田区環境審議会の開催について</p> <p>【日時】令和2年11月6日（金） 15:00～17:00</p> <p>【会場】大田区役所本庁舎 11階 第5・第6委員会室</p> <p>次回大田区環境審議会の開催方法は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて判断します。通常開催が困難な場合は、今回と同様の書面会議とする場合がございます。</p> <p>開催方法の判断時期については、会議の10日前（令和2年10月27日）頃とし、開催案内は別途通知します。</p> <p>書面会議となった場合は、令和2年11月4日（水）～11月17日（火）の期間に実施します。ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
	<p>書面会議は以上です。委員の皆様におかれましては、以下2点の書類を郵送、持参、メールのいずれかの方法にて提出をお願いいたします。</p> <p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 書面表決書 2 大田区の環境（令和2年度）（案） ※意見等がある場合のみ <p>【提出期限】</p> <p>令和2年10月14日（水）（必着）</p> <p>※「書面表決書」の提出を以って会議への出席とみなします。</p>

以上